熱損失防止改修工事証明書

 量元日	由建士	住 所						
証明申請者		氏 名						
家屋番号及U所在地								
工事の種別及び内容	必須となる改修工事		窓の断熱性を高める改修工事					
	上改修工事の内容	併せて行った事	1 天井等の断熱性を高める改修工事 2 壁の断熱性を高める改修工事 3 床等の断熱性を高める改修工事					
熱損	 大防止改	修工事を含む工	事の費用の額(全体工事費)	円				
上記	上記のうち熱損失防止改修工事の費用の額							

上記の工事が地方税法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事に該当することを証明します。 令和 年 月 日

					令和	年	月	日
証明を行った建 築士、指定確認	氏名又	又は名称						印
検査機関又は登	住	所						
録住宅性能評価 機関		士、二級建 は木造建築		登録を受けた者 建築士又は木道				
		恩検査機関 最住宅性能 の場合	指定・登録年月日及び 指定・登録番号 指定・登録をした者					
建築士が証明を	名		11.K 25% 5 0/01					
行った場合の当 該建築士の属す	所	在 地						
る建築士事務所	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別							
	登録年月日及び登録番号							
指定確認検査機 関が証明を行っ	氏	名						
た場合の調査を	住	所						
行った建築士又は建築基準適合		一級建築士、 二級建築士		登 録	番号			
判定資格者	· · · · · ·	又は木造建 築士の別		登録を受けた者 建築士又は木道				
	建筑其淮	適合判定資格	女子の担今	登 録	番号			
	定来至中 週日刊定員作		11年10月 日	登録を受けた	地方整備局等	名		
登録住宅性能評価機関が証明を	氏	名						
行った場合の調	住	所				T.		
査を行った建築 士又は建築基準	建築士	一級建築士、 二級建築士		登 録				
適合判定資格者 検定合格者		又は木造建 築士の別		登録を受けた者 建築士又は木道				
	建築基準適合判定資格者の場合		合格通知日付又は合格証書日付					
			合格通知番号又は合格証書番号					

- 1 「証明申請者」の「住所」及び「氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする者の住所及び 氏名をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
- 2 「家屋番号及び所在地」の欄には、当該工事を行った家屋の建物登記簿に記載された家屋番号及び 所在地を記載すること。
- 3 「工事の種別及び内容」の欄には、この証明書により証明をする熱損失防止改修工事について、次により記載すること。なお、「必須となる改修工事」の欄中「窓の断熱性を高める改修工事」とあるのは、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号)別表第1に掲げる地域の区分におけるVI地域にあっては、「窓の日射遮蔽性を高める改修工事」とする。
 - (1) 「上記と併せて行った改修工事」の欄には、改修工事を行った部位(窓は必須とする。)が地方 税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事(以下「熱損失防止改修工事」という。) により新たに現行の省エネ基準を満たすこととなった場合において、当該工事が窓の断熱性を高め る改修工事と併せて行った当該欄に掲げるもののいずれかに該当するかに応じ該当する番号を〇 で囲むものとする(該当するものがない場合は記入を要しない。)。
 - (2) 「工事の内容」の欄には、工事を行った家屋の部分、工事面積、工法、熱損質防止改修工事の内容等について、当該工事が熱損失防止改修工事に該当すると認めた根拠が明らかになるよう工事の内容を具体的に記載するものとする。
- 4 「熱損失防止改修工事の費用の額」の欄には、窓の断熱性を高める改修工事及びそれと併せて行った「上記と併せて行った改修工事」の1から3のいずれかに該当する改修工事の費用の合計額を記載するものとする。
- 5 「証明を行った建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関」の欄における「氏名又は名称」及び「住所」の欄について、指定確認検査機関が証明した場合であって当該機関が指定を受けた後に建築基準法第77条の21第2項の規定により変更の届出を行ったときは、当該変更の届出を行った名称及び住所を、登録住宅性能評価機関が証明した場合であって当該機関が登録を受けた後に住宅の品質確保の促進等に関する法律第10条第2項の規定により変更の届出を行ったときは、当該変更の届出を行った氏名又は名称及び住所を記載するものとする。
- 6 「登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄における「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄について、建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号) 附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号を記載するものとする。